

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 保有なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法または旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

無形固定資産 定額法を採用している

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担金を退職給付引当金として計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員の共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類 (第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)

(2) 各拠点区分におけるサービス区分の内容 (第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地		17,589,691	0	0	17,589,691
建物		426,595,824	3,217,280	0	429,813,104
土地(基)	寄贈	5,703,182	0	0	5,703,182
建物(基)	寄贈	2,742,929	0	0	2,742,929
建物(基)	地域小規模	0	62,439,980	0	62,439,980
合	計	452,631,626	65,657,260	0	518,288,886

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高	
土地(基本財産)	23,292,873	0	23,292,873	
建物(基本財産)	494,996,013	186,799,758	308,196,255	
構築物	14,292,887	6,876,107	7,416,780	
車両運搬具	9,882,033	7,360,735	2,521,298	
器具・備品	18,124,928	14,146,037	3,978,891	
合	計	560,588,734	215,182,637	345,406,097

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
令和5年4月1日より地域小規模児童養護施設たかはま事業開始
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし